

都市計画道路競馬場高丸線及び都市計画道路山手幹線 仁川清風台工区の事業認可取得に伴う説明会 要 旨

日 時：令和 8 年(2026 年)6 月 28 日（日） 10：00～11：00

場 所：仁川小学校 視聴覚室

参加者：77 名

概 要：市から、配布資料及びスライドに基づき（都）競馬場高丸線及び（都）山手幹線の仁川清風台工区の事業認可取得に伴う説明を行った後、質疑回答を行った。
質疑回答の要旨は下記のとおり

<凡例>

●：ご意見 ○：市回答

●本日説明した資料は、ホームページに掲載されるのか。

○説明会終了後、ホームページにて掲載する予定である。

●工事はどこから進めていくのか、また、工事を行う際には説明会を開催するのか。

○工事の着手順については、今後の詳細設計や、工事着手前の施工計画等において検討する予定であり、現時点では未定である。なお、工事前には事前に説明会を行う。

●土地等の補償費は分割して支払われるとのことだが、その割合は。

○補償費は、前払金として 7 割をお支払いし、その後、土地等の引渡しが完了した後に約 3 割を支払うのが一般的である。

●土地の買収について、必要な土地を買収し、残地部分は残地補償の対象となると説明があったが、残地も含めて土地全体を買い取ってもらうことはできないのか。

○原則として、事業に必要な土地のみを買収させていただき、残地については残地補償による対応となる。ただし残地が著しく狭小となるなど補償による対応が困難な場合も考えられ、その場合には個別検討となる。

●工事の際、百段階部分について、歩行者は通行止めとなるのか。

○工事期間が長期となることが想定され、歩行者の通行止めは影響が大きい。そのため通行止めを伴わない施工方法の検討や、迂回路の設置を検討するなど、歩行者が通行しながら工事のできる方法を今後考えたい。

●URの開発行為において、新たに公園が整備される計画があると聞いているが、市はその計画を認識しているのか。また建物の解体にあたっては、新たな道路を整備しなければ廃材の搬出が困難であるとも聞いているが、その点については認識しているのか。

○本事業は、UR団地内に新たに道路を作る計画であることから、URとはこれまでも継続的に協議、調整を行っており、公園の整備計画についても認識している。道路整備を早期に進められるよう、今後もURと密に調整していく。

●阪急今津線の立体交差工事は清風台工区と同時に進めるのか。また、通行できるようになるのは工事完成後となるのか。

○阪急今津線の立体交差工事は、清風台工区の事業と同時に進める予定である。
工事は今年度の11～12月頃に着手予定であり、通行が可能となるのは工事の完成後である。

●仁川小学校では毎年「どんと焼き」行事を実施しており、行事で使用する竹を百段階付近の竹藪から確保している。工事が始まると竹を確保できなくなるのか。

○工事に大きな支障を及ぼさない範囲であれば、対応について検討可能と考えている。
今後、必要に応じ個別にご相談いただきたい。

●競馬場高丸線と県道生瀬門戸荘線(中津浜線)との交差点部に信号機は設置されるのか。

○信号機の設置については公安委員会の所管事項であり、現在協議を行っている。
現時点では設置は難しいとの見解が示されているが、正式な回答は得られていないため、引き続き協議を進めていく。

●過去の工事では住宅街を大型車両が通行していたが、今後の工事でも同様に通行することになると思われる。安全対策について、十分に検討してもらえるのか。

○今後、工事を実施する際には施工業者と協議するとともに、過去同様に、地元の方々とも十分に調整を行い、安全に配慮して進める。

●阪急今津線の立体交差工事が始まると、良元街道は通行止めになるのか。

○阪急電鉄と協議を行っているが、通行止めのないよう、工事を進める予定としている。

●令和11年度から12年度にかけて物件調査を行い、令和12年度から工事を実施する工程となっているが、移転先を見つけるには時間がかかる。そのため、用地測量や物件調査を前倒しすることはできないのか。

○事業の進捗状況や予算の状況を考慮しながら、前倒しが出来ないかを検討していく。

●阪急今津線の立体交差工事の完成と仁川清風台工区の完成はどちらが早いのか。また、立体交差工事が仁川清風台工区より先に完成した場合、仁川清風台工区の完成を待たずに通行できるようになるのか。

○現時点の予定では、立体交差工事の方が先行して完成する見込みである。立体交差工事が完成した際には、当該箇所を通行できるようにする見込みである。

●事業が完了し道路が整備されると(相続税)路線価が上がることになると思うが、反映のタイミングは工区毎の完成時点なのか、それとも全工区完成後か。

○(相続税)路線価は市が決定するものではないため、市としては分かりかねる。 以上